

○ 保険業法施行規則（平成八年二月二十九日大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（疾病等に類する事由）</p> <p>第四条（略）</p> <ul style="list-style-type: none">一（略）二（略）三 骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態	<p>（疾病等に類する事由）</p> <p>第四条 法第三条第2号ニに規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 出産及びこれを原因とする人の状態二 老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態 <p>（新設）</p>